

伊達市子ども・子育て会議 会議録

会議名称	令和元年度第2回 伊達市子ども・子育て会議		
議 題	協議第1号 第2期伊達市子ども・子育て支援事業計画（素案）について		
開催日時	令和元年11月15日（金） 14:00～14:25		
場 所	市民活動センター 交流室1・2		
出席者	出席委員9名 欠席委員1名 （市出席者：健康福祉部長、健康福祉部参与、子育て支援課長、児童家庭係長、保育係長 生涯学習課社会教育係長）		
	所管部課名	健康福祉部子育て支援課	
公開 非公開 の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	傍聴者の人数	1名
	<input type="checkbox"/> 非公開	非公開の理由	

【会議の概要】

1 開 会

（出席委員が過半数を超えているため会議は成立）

2 会長挨拶

本日の会議の議案は、事前に配付されている「子ども・子育て支援事業計画の素案」ということで、委員の皆様から自由にご意見をいただきたいと考えている。よろしく願います。

3 議題

【協議第1号 第2期伊達市子ども・子育て支援事業計画（素案）について】

資料に基づき事務局が説明

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村に策定が義務付けられており、平成27年度から開始した第1期計画が令和元年度をもって終了となることから、新たに令和2年度から令和6年度の5年間を期間とした第2期計画を策定するものである。

計画の策定方法は、第1期計画との継続性を保ちつつ、子育て支援施設や子育て支援事業についてのニーズ量を把握するために、本年1月にアンケート形式でニーズ調査を実施し、その結果を踏まえて素案を作成したところである。

なお、ニーズ調査の結果は本年7月に、この会議の席上で報告済である。

本計画の素案は「第7次伊達市総合計画」をはじめとした市の既存計画との整合性を図り、計画の構成は、第1章から第5章とし、その内容は目次へ記載をしている。

その中、3ページの「3 計画の策定方法」(2)「子ども・子育て会議による審議」の欄は、文面を空欄としており、この欄は本日の会議と2月に予定する会議の状況を踏まえて記載する予定である。

また、18ページの「第3章 計画の基本的な考え方について」は、第1期計画の取り組みを踏襲しつつ、「第7次伊達市総合計画」における子どもの教育と保育において目指すべき姿として掲げた「子どもの健やかな成長を支援し『子育てするなら伊達市』の定着」を基本理念として設定し、本市の子育てに関する環境をより良いものにしたいと考えており、具体的な施策の展開については、この後説明する。

なお、計画策定に係る今後のスケジュールは、本日の会議内容を踏まえて、計画案を再考し、庁内手続きを経て、令和2年1月にパブリックコメントを実施し、2月に再度、当会議で報告の

上、計画を決定し、4月からの施行を予定している。

続いて、23から27ページにかけてが、当市における幼児期の教育・保育の実施現状である。23ページの【表5-1】「幼児期の教育・保育施設一覧」は24から27ページの各施設の実績をまとめたものである。

その定員は全体で982人となり、その内訳は幼稚園が320人、保育所が662人である。

また、下段の【表5-2】は、その施設一覧における入所率をまとめたものとなる。

28ページは、この施設一覧に対しての令和2年度から5か年の「量の見込み」となる。

この「量の見込み」の算出は、ニーズ調査によって得られた数値を基礎資料として、「国が示す手引き」に準じて、数値化したものである。

その令和2年度から5年度までの「量の見込み」を算出したものが【表5-11】となり、

- ・令和2年度 幼稚園希望 248人 保育所希望 591人 総計839人
- ・令和3年度 幼稚園希望 241人 保育所希望 586人 総計827人
- ・令和4年度 幼稚園希望 216人 保育所希望 541人 総計757人
- ・令和5年度 幼稚園希望 207人 保育所希望 527人 総計734人
- ・令和6年度 幼稚園希望 204人 保育所希望 519人 総計723人

となったところである。

29ページは、この「量の見込み」に対しての提供体制となる。

令和2年度の幼稚園の定員は320人、保育施設の定員は662人であるため、現在の定員規模で量の見込みを充足することが見込まれた。

しかしながら、29ページに記載したとおり、0歳児の年度途中で保育施設への入所希望によって、年度途中から年度末に向けて待機児童が生じる傾向は今後とも続くことが予想されるため、子どもを受け入れるため、引き続き保育士確保に努めることが重要であるとした。

続いて、施策について2点説明する。

まず、31ページの「地域子育て支援拠点事業の量の見込みと提供体制」だが、当市では3ヶ所で開設しており、0～5歳児とその保護者が利用をしている。

子育てについての各種相談、「生活習慣」「発育・発達」「医学的問題」「生活環境」「育児の方法」を受け、助言を行っている。

利用実績は平成27年度から30年度まで、利用の延べ人数は年々増加しているが、今後の利用見込みは、少子化の影響で利用が減少するとの見込みとなったが、保護者の育児ストレス解消、乳幼児虐待の未然防止や早期発見の役割にも柔軟に対応できるよう相談体制のより一層の充実に努めるとした。

34ページの一時預かり事業(幼稚園型)は在籍する幼稚園での、教育時間前後の預かり保育である。

【表5-20】の平成30年度は1ヶ所の認定こども園で実施し、平成31年度からは、さらに1ヶ所の幼稚園が実施をしている。

【表5-21】は令和2年度以降の5か年の利用の見込みであり、今後は「保育の必要性の認定」を受ける保育が必要とされる2号認定の利用増加が見込まれた。

多様化する保護者の就労状況に対応できるよう、教育時間前後や長期休業期間中の保護者の希望に応じられるよう継続するとともに、今後のニーズを把握し、実施時間の拡大等も含めて実施事業者と検討を進めていくこととした。

35ページの一時預かり事業(一般型)は幼稚園や保育所を利用していない未就園児を対象に、市内1保育所で実施しており、1日の受け入れ定員は6名である。

【表5-22】のとおり平成27年度から30年度までの利用の延べ人数は、横ばいからやや減少傾向にある。

【表5-23】は令和2年度以降の5ヵ年の利用の見込みであり、現状と大きく変化することなく推移することが見込まれた。

現状の実績からは、ほぼ保護者の希望に沿って受け入れができていたものと考えられるが、時期によって利用予約が重なり、利用できない子どもがいることも考えられることから、今後の利用推移を見ながら、実施場所の人員配置の増が可能かも含めて、あり方を検討していくことが必要とした。

また、保育所に通う子どもが利用対象の休日保育も同様に、利用予約のニーズを把握し、あり方を検討することが必要と考えている。

質疑応答

(委員) 1号認定、2号認定とあるが、専門用語で理解しにくいことから、国の手引きや用語解説で説明する箇所があった方がよいと思うが如何か？

(事務局) この後の作業となるが、用語解説は入れることを考えている。

今後、2月の会議に向けて完成版を作成していく中で整理していきたい。

(委員) 昨年の会議の中で保育士等人材バンクの話があったと思う。新聞で目にする機会があるが、現状の運用はどのようになっており、その活用によって待機児童の解消は図られているのかお聞きしたい。

(事務局) 保育士等人材バンクは昨年の7月から運用を開始している。現在の登録人数は34名であり、今年度の登録者は3名だが、採用に至った実績はない。

本年10月から、「保育料を定める条例」の運用により、保育士資格を有して市内認可保育所に勤務している方で、かつ0～2歳児の認可保育所を利用する子どもを持つ世帯の保育料を免除する運用を開始している。

対象者を保育係で抽出したところ、対象は5世帯となったが、国の制度や北海道の多子世帯軽減制度により、既に保育料が免除となっており、市の条例運用を適用する世帯はない状況である。

委員からのご指摘のとおり、待機児童解消には保育士確保がこれからも大きな課題であるため、保育士等人材バンクやこの条例の運用、保育士募集チラシの配布などで今後も周知、募集を行っていきたいと考えている。

(委員) 採用に至っていないのは、どこに原因があると考えているか？

(事務局) 登録者と事業者で勤務条件のマッチングがうまくいかなかった部分になると考えている。

【協議第1号について承認】

4 その他

(事務局) 本年の第1回会議の際にニーズ調査の結果を提示し、「保育所に入所させたい」というニーズをまとめた単純集計では、次年度の待機児童が120名程度発生すると説明を行った。

先ほどの説明の中で令和2年度の待機児童は発生しないとの見込みであった。

これを補足すると今回の計画策定では「保護者の方の就労の状況」「今後の働き方の希望」のクロス分析を行って集計した結果、「保育所に入所する要件に満たない方」もおり、それらを加味した結果、概ね待機児童は発生しないとの判断に至っている。

5 閉会

令和元年度 第2回

伊達市子ども・子育て会議

日 時 令和元年 11 月 15 日(金) 14:00～

場 所 市民活動センター 交流室1・2

会 議 次 第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 案

協議第1号 第2期伊達市子ども・子育て支援事業計画(素案)について

4. その他

5. 閉 会

【協議第1号】

第2期伊達市子ども・子育て支援事業計画(素案)について

■目的・期間

子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村子ども子育て支援事業計画の策定が義務となっており、平成27年度から開始した第1期計画が令和元年度をもって終了となることから、第2期計画を策定するものであります。

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

■策定方法

第1期計画との継続性を保ちつつ、子育て施設や子育て支援事業についてのニーズ量の見込みを把握し基礎資料とするため、ニーズ調査を実施しました。

また、第7次伊達市総合計画をはじめとする既存計画との整合も図ります。

■計画素案

別添のとおり

■今後のスケジュール

令和元年11月	庁内手続き
令和2年1月	パブリックコメントの実施
令和2年2月	伊達市子ども・子育て会議の開催 第2期伊達市子ども・子育て会議で計画案の策定
令和2年3月	計画策定・公表